

1. 開会日時・場所

日時 令和4年5月25日(水) 午後2時00分
 場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員 17名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	田坂 友彦	2番	寶田 清隆	3番	新庄 實雄
4番	佐々木 昭和	5番	井長 哲	6番	阪井 瑞枝
7番	橋本 宏明	8番	信藤 延夫	9番	上田 励二
10番	堀本 隆司	11番	山口 郁恵	12番	—
13番	河村 博	14番	花山 哲男	15番	今田 正道
16番	郷谷 幸男	17番	—	18番	山口 龍子
19番	武郷 勝巳				

欠席委員

12番	久留本 忠美	17番	林 壽彦
-----	--------	-----	------

3. 議事録署名人

8番	信藤 延夫	14番	花山 哲男
----	-------	-----	-------

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主任 茂見 鉄平 主任主事 檀上 周
 農林水産課 主事 大西 佐智恵 主事 原田 愛理

5. 審議事項

第32号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
第33号議案	農地法第4条の規定による許可申請について
第34号議案	農地法第5条の規定による許可申請について
第35号議案	農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について
第36号議案	非農地証明申請について
第37号議案	農用地利用集積計画について
第38号議案	農用地利用配分計画について
第39号議案	三原農業振興地域整備計画の変更について

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
3. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、17名で定足数に達しておりますので、第5回総会は成立しております。

なお、「12番 久留本委員」、「17番 林委員」から欠席する旨、通告がありましたので報告いたします。

会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、8番 信藤委員、14番 花山委員を指名します。

議長 それでは、申請に基づく議題に入ります。

議事日程は、日程第1を第32号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第6第37号議案から日程第8第39号議案を先に審議します。

議案書をご覧ください。

議 長

日程第 6 第 37 号議案を上程します。
「農用地利用集積計画」について、三原市長から決定を求められるものです。
第 37 号議案に係る資料 37 の第 1 番から第 10 番について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局

それでは議案書 8 ページをご覧ください。第 37 号議案農用地利用集積計画について説明します。

この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用し、農業経営基盤強化促進法の規定により利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により決定を求めるものです。

今回、農地の貸し手から農地中間管理機構に利用権設定を計画する農用地は議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。

〇〇地域から件数 2 件、筆数 10 筆、面積 14,803 m²が提出されています。

なお、利用権を設定する農用地については、資料 37 の 2 ページに記載しています。

今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。

以上で説明を終わります。

議 長

担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農用地利用集積計画の第 1 番から第 10 番は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。

議 長

次に、日程第 7 第 38 号議案を上程します。
「農用地利用配分計画」について、三原市長からの諮問です。
第 38 号議案に係る資料 38 の第 1 番から第 10 番について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局

それでは議案書 9 ページをご覧ください。第 38 号議案 農用地利用配分計画について説明します。

該当する農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農地中間管理機構から農地の受け手に対して農地の貸し付けを行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見を求めるものです。

今回、農地の受け手に対して貸し付けを計画する農用地は、議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。

〇〇地域から件数 1 件、筆数 10 筆、面積 14,803 m²について意見を求めます。

利用権を設定する農地については、資料 38 の 2 ページに記載しておりますのでご覧ください。

以上で説明を終わります。

議 長

担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農用地利用配分計画の第 1 番から第 10 番は、原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。

- 議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認されました。
- 議長 次に日程第8 第39号議案を上程します。
三原農業振興地域整備計画の変更について、三原市長から諮問を求められるものです。
第39号議案に係る資料39の第1番から第32番について審議します。
担当者の説明を求めます。
- 事務局 議案書10ページをお開きください。第39号議案「三原農業振興地域整備計画の変更」の諮問について説明いたします。
この三原農業振興地域整備計画の変更は「農業振興地域の整備に関する法律」によるものであり、三原市長から、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定により、令和4年5月9日付け文書番号三農水第355号にて意見を求めるものです。
先日議案書とともに送付いたしました資料39をご覧ください。
三原農業振興地域整備計画変更の農用地区域除外申請等について説明します。資料39に農用地区域除外申請及び農業委員会から行われた非農地通知・非農地証明によるもの、計32件を記載しています。面積は合計で104,287.6㎡となっております。
地域別では、〇〇地域が15件で18,683㎡、〇〇地域が8件で40,023.6㎡、〇〇地域が5件で24,569㎡、〇〇地域が7件で21,012㎡となっております。
件数については、各地域について、非農地通知・非農地証明によるもの1件が重複して含まれております。
なお、32件のうち第1種農地は、29番と32番のうち大和町篠〇〇及び大和町大草〇〇の土地となっております。予定用途につきましては、29番は駐車場となっております。農業用施設としての使用に該当しますので、第1種農地の不許可の例外に該当するものになります。なお、32番のうち大和町篠〇〇は非農地通知によるもの、大和町大草〇〇は非農地証明によるものです。
残る申請は全て第2種農地となっております。
以上で、第39号議案「三原農業振興地域整備計画の変更」の諮問について説明を終わります。
- 議長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・
- 議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
三原農業振興地域整備計画の変更について、第1番から第32番は、原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認されました。
ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので退席します。お疲れ様でした。
- 議長 次に、日程第1 第32号議案を上程します。
農地法第3条の規定による許可申請について、第46件から第53件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書1ページをご覧ください。第32号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。
第46件は、〇〇から、宮浦6丁目の〇〇が、田野浦3丁目〇〇 地目：畑 249㎡を、これまでも共同で耕作しており、持分2分の1を譲り受けて、引き続き耕作するものです。
第47件は、〇〇から、長谷3丁目の〇〇が、長谷3丁目〇〇 地目：田 126㎡を、自作地に隣接しており、あわせて耕作するため譲り受けるものです。
第48件は、〇〇から、長谷3丁目の〇〇が、長谷3丁目〇〇 地目：田 65㎡を、自作地に隣接しており、あわせて耕作するため譲り受けるものです。
第49件は、〇〇から、幸崎久和喜の〇〇が、幸崎町久和喜〇〇 地目：畑 152㎡を、自

宅に隣接しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。

第50件は、〇〇から、本郷町船木の〇〇が、本郷町船木〇〇 地目：田 220㎡を、居住地から近く、規模拡大のため譲り受けるものです。

第51件は、〇〇の遺言執行者〇〇から、久井町下津の〇〇が、久井町下津〇〇 ほか8筆 地目：田 合計11,902㎡を、遺言により譲り受けるものです。

第52件は、〇〇から、久井町下津の〇〇が、久井町下津〇〇 ほか1筆 地目：田 合計1,489㎡を、新規就農したいと考えており、第52件の農地と合わせて譲り受けるものです。

第53件は、〇〇から、城町3丁目の〇〇が、大和町萩原〇〇 地目：田 1,629㎡を、規模拡大のため譲り受けるものです。

以上、申請案件は全て農地法第3条の許可要件を満たしております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議 長 地元委員の調査報告を求めます。

事務局 第46件につきましては、本日、担当農業委員が欠席しておりますので、事務局にて説明させていただきます。本案件につきましては、担当農業委員より、現地確認書のとおり（事務局の説明どおりで）問題ない旨、事前に報告を受けております。

19番 第47件、48件は同じような案件なので、続けて報告します。

第47件、5月21日に22番推進委員と譲受人の〇〇さんの3名で現地を確認しました。事務局の報告どおり問題ないと思います。

第48件も全く同じ内容で、〇〇さんが譲り受けるということです。これも事務局の報告どおり問題ないと思います。

事務局 第49件につきましても、担当農業委員が欠席のため、事務局にて説明します。本件につきましても、特に問題ない旨、担当農業委員から事前に報告を受けております。

7番 第50件、5月18日に28番推進委員と現地確認を行いました。譲り受けた後は家庭菜園として利用したいということで、特に問題ないと思います。

14番 第51件、5月23日に13番委員・30番推進委員・32番推進委員と4名で現地確認を行いました。事務局の説明のとおりで、〇〇氏は一ヶ月前に亡くなられて、その前に遺言を書いておられたということで、執行者の〇〇さんは弟になるんですが、高齢で脚に義足をはめており農業従事ができないということで、親戚である〇〇さんに譲り渡すということでございました。

第52件、これも先ほど説明したとおり、5月23日に13番委員・30番推進委員・32番推進委員と4名で現地確認を行いました。〇〇さんが所有する圃場ではありますが、こちらの方も先ほどと同じように、高齢で農業従事ができないということで、親戚である〇〇さんに譲り渡すということでございました。問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

11番 第53件、5月18日に35番推進委員と現地を確認いたしました。田植えが済んでおりまして、ご本人と電話で話をしたところ、今年は近所の方に託しましたが、来年からは自身で耕作されるということでしたので問題ありません。

議 長 地元委員の調査報告は承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第3条の規定による許可申請、第46件から第53件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

- 議 長 次に、日程第2 第33号議案を上程します。
農地法第4条の規定による許可申請について、第10件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書4ページをご覧ください。第33号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。
第10件は、〇〇が、田野浦3丁目〇〇 地目：畑 249㎡の82.50㎡について、墓地に転用するもので、内容は墓石5基、法名碑2基、灯籠4基です。本件は、転用の許可を得ることなく無断で墓地に転用していることから、始末書を求めて提出されています。
申請地は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、許可基準は「農地法第4条第6項第2号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。
農地法第4条に係る許可申請についての説明は以上です。
- 議 長 地元委員の調査報告を求めます。
- 事務局 第10件は、地元の農業委員さんが本日欠席のため、事務局で代わって説明をさせていただきます。事前に12番委員から、現地確認書の提出を受けております。5月23日に現地確認を行い、申請者立ち会いのもと、現地を確認したということです。すでに墓地になっており、事務局の報告どおり、問題ないという旨を受けております。農地区分は第2種農地です。
- 議 長 地元委員の調査報告は承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第4条の規定による許可申請、第10件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
- 議 長 次に、日程第3 第34号議案を上程します。
農地法第5条の規定による許可申請について、第56件から第59件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書5ページをお開きください。
第34号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。
第56件は、〇〇から宗教法人〇〇が、長谷3丁目〇〇 地目：田 278㎡について、所有権の移転を受け、駐車場に転用するもので、内容は駐車場8区画、トイレ1棟、花壇です。当該案件は転用の許可を受けることなく無断で転用していることから、始末書を求めて提出されています。
第57件は、〇〇から株式会社〇〇が、本郷町船木〇〇 地目：田 2,003㎡について、使用貸借件の設定により、資材置場に転用するもので、内容は資材倉庫1棟、駐車場4区画、土木資材730㎡です。
第56件、57件の許可基準は、第1種農地の不許可の例外基準：農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。
第58件は、〇〇・〇〇から〇〇が、大和町大草〇〇 地目：田 710㎡を、併用地の原野とともに所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は住宅1棟、農機具置場60㎡、駐車場80㎡です。
第59件は、〇〇から〇〇が、大和町和木〇〇 地目：畑 364㎡について、所有権の移転を受け、車庫及び駐車場に転用するもので、内容はガレージ1棟、駐車場3区画です。
第58件と第59件は、いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、許可基準は「農地法第5条第2項第2号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法第5条許可申請についての説明は以上です。

議 長 地元委員の調査報告を求めます。

19 番 第56件、5月21日に22番推進委員と現地を確認しました。事務局の報告どおりで問題ないと思います。これはもうすでに随分前から、駐車場とトイレと花壇として利用されているようなんですが、事務局の説明どおり始末書も提出されており、特に問題ないと思います。農地区分は第1種です。

7 番 第57件、5月17日に28番推進委員と現地確認を行いました。この件は昨年12月に農振除外として出た案件でございます。事務局の説明どおり問題ないと思います。農地区分は第1種農地です。

18 番 第58件、5月21日に36番推進委員と現地を確認しました。事務局の説明どおり問題ないと思います。第2種農地です。

9 番 第59件、5月20日に37番推進委員と現地確認をして、問題ないと思います。2種農地です。

議 長 地元委員の調査報告は承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第5条の規定による許可申請、第56件から第59件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長 可決されました第56件及び第57件については、農地法第5条第3項の規定により広島県農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には許可書を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。

議 長 次に、日程第4 第35号議案を上程します。
農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について、第1件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書6ページをお開きください。第35号議案 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について説明します。

第1件は、株式会社〇〇から申請のあった、太陽光発電施設への転用許可に係る履行延期申請です。当初、令和2年4月24日付けで転用許可を行い、令和3年5月25日に1年間の履行延期承認を行ったものについて、太陽光パネル型式の生産終了があり、資材輸入先の変更に伴う在庫確保に時間を要したため、期間内に工事を完了できないことから、履行延期承認申請を提出されたものです。申請期間は、令和4年7月15日までです。

農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請についての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請、第1件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。
- 議 長 次に、日程第5 第36号議案を上程します。
非農地証明申請について、第14件から第16件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書7ページをご覧ください。第36号議案 非農地証明申請について説明します。
第14件は、〇〇から、木原町〇〇 ほか3筆 地目：畑 合計1,142㎡について、平成20年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。
第15件は、〇〇から、幸崎町渡瀬〇〇 ほか1筆 地目：畑 合計1,024㎡について、昭和60年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。
第16件は、〇〇から、久井町坂井原〇〇 ほか2筆 地目：畑 合計5,344㎡について、平成18年頃から耕作放棄し、現況地目：原野として申請されています。
申請地は、いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当します。
非農地証明申請についての説明は以上です。
- 議 長 地元委員の調査報告を求めます。
- 16番 第14件、5月22日に20番推進委員と現地を確認しました。復元は難しいと思います。2種農地です。
- 事務局 本日、12番委員が欠席のため、事務局にて第15件の説明をさせていただきます。
本件につきましては、12番委員及び25番推進委員により現地を確認したところ、現況山林となっており、特に問題ない旨、報告を受けております。農地区分は第2種農地です。
- 13番 第16件、5月23日に14番委員・30番推進委員・32番推進委員と現地を確認しました。
笹や木がいっぱい生えていまして、事務局の説明どおり問題ないと思います。農地区分は第2種です。
- 議 長 地元委員の調査報告は承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
非農地証明申請、第14件から第16件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。
- 議 長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 1 農地法関係諸証明事務等について
○農地法第3条の3第1項(権利取得の届出) 4件
○農地法第4条の規定による農地転用届出受理 1件
○農地法第5条の規定による農地転用届出受理 1件
○農地法第5条の規定による許可不要案件 2件

2 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

3 その他

○今後の日程

令和4年第6回定例総会 6月24日（金）14時

議長

その他、何かありませんか。

無いようなので、これをもちまして総会を終了します。

ご苦労さまでした。